

おらほの納税教室

各種申告相談受付のご案内

住宅借入金等特別控除の申告相談窓口について

★住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や増改築などをした人を対象に「住宅借入金等特別控除の申告相談窓口」を設置します。
相談を希望する人は予約が必要となります。



- 受付期間：令和4年1月18日(火)～21日(金)
- 受付時間：午前9時～正午 午後2時～5時
- 受付場所：南三陸町役場 町民税務課 窓口 ☎46-1372
- 予約期間：令和4年1月11日(火)～20日(木) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
- 予約方法：町民税務課窓口または電話での予約 ☎46-1372

住宅借入金等特別控除は、個人が金融機関からの住宅ローンなどを利用して、居住用の家屋の新築もしくは取得または増改築などをした場合で、一定の要件を満たす場合（6ヵ月以内にその人の居住の用に供し、かつ、その年の12月31日まで引き続きその人の居住の用に供している場合など）において、住宅ローンの年末残高の一定割合が、居住の用に供した年分以後の各年分（一定期間）の所得税額から控除されるものです。

住宅借入金等特別控除を初めて受けるときは確定申告が必要となります。初年度は必要な提出書類が多く、また、作成する書類がわかりづらいものもあります。このため、事前に住宅借入金等特別控除の申告相談を行います。**相談を希望する人は、申告相談に来場して事前に必要書類の確認を受けてください。事前に必要書類の確認を受けていない人は、町の申告会場では受け付けできませんので、直接、税務署で確定申告をしていただくようになります。**

給与収入・年金収入のみの人を対象にした【完全予約制】申告相談受付について

★感染症対策として、密集・密接・密閉を防ぐために、世帯の収入が給与・年金のみの人を対象にした完全予約制の申告相談受付を開催します。待ち時間が短縮されますので、対象の人はぜひご利用ください。予約のない人が当日来場されても、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 受付期間：志津川会場 令和4年2月3日(木)、4日(金)、7日(月)、8日(火)、9日(水)
歌津会場 令和4年3月3日(木)、4日(金)
- 受付時間：午前9時～11時 午後2時～4時
- 受付会場：志津川会場 南三陸町スポーツ交流村総合体育館（ベイサイドアリーナ）文化交流ホール
歌津会場 歌津総合支所
- 予約期間：志津川会場 令和4年1月24日(月)～2月8日(火) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
歌津会場 令和4年2月21日(月)～3月3日(木) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
- 予約方法：町民税務課窓口または電話での予約 ☎46-1372

密集・密接・密閉を防ぐために、1日の受付人数を最大50人とした、先着順の完全予約制となっています。受付人数が定員に達し次第、予約受付を終了しますのであらかじめご了承ください。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 国民健康保険税……………第7期
- 介護保険料……………第6期
- 後期高齢者医療保険料…第6期

納付期限
(令和4年)
1月4日(火)

口座振替日
(令和3年)
12月27日(月)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372

町職員採用試験（上級・中級）のお知らせ

町では、令和4年4月1日採用予定の職員を募集します。

●職種・採用予定人数

- 社会福祉士（上級） 若干名
- 保育士（中級） 若干名

●試験日および会場

- 日時 1月23日(日) 午前9時受付開始
- 会場 受験案内または町のホームページをご確認ください。

●受験資格

- 社会福祉士 昭和57年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人または令和4年3月31日までに社会福祉士資格を取得する見込みの人
- 保育士 平成4年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和4年3月31日までに取得する見込みの人

※これらのほかにも要件があります。詳しくは、受験案内をご確認ください。

※第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に対して通知します。

●受付期間

12月1日(水)～14日(火)

●申込方法

総務課および歌津総合支所に備え付けの受験案内をご確認のうえ、専用の申込用紙に必要事項を記入し、総務課人事係まで直接持参するか郵送してください。

※郵送の場合は、12月14日(火)必着

●問い合わせ・申込先

総務課人事係 ☎46-1370
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～12月11日は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

要配慮者とは

「高齢者、身体の不自由な人、乳幼児その他の特に配慮を要する人」をいうものとされています。要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。



要配慮者への気配り、心配りについて

日ごろから、例えば、振り込め詐欺の被害に遭わないよう、遭わせないよう、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活（安全）を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないよう、地域において目配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。

年末・年始を迎え、ご家族・ご親戚が集うこの時期、要配慮者のみなさんが安心して暮らせることのできる安全な環境について、改めて話し合いを持ちましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376